

# 次世代育成支援法に基づく

## 一般事業主行動計画

社会福祉法人 宮城県福祉事業協会

職員が仕事と生活の調和を図り働きやすい環境を作り、職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定し実施する。

計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

### 行動計画の内容

#### 雇用環境整備に関する事項

- (目標 1) 育児休業取得を希望する女性職員の取得率 100%を継続し、育児休業から復帰した職員のサポートを行い、不安解消、キャリア育成に努める
- ・ 育児期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う
  - ・ 取得希望者の相談窓口を事務局に設ける
- (目標 2) 男性の育児休業取得を推進するための働きかけをする
- ・ 男性の育児休業についての周知を図り、期間内に取得者 1 名以上を目指す
  - ・ 取得希望者の相談窓口を事務局に設ける

#### 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- (目標 1) 年次有給休暇の取得促進
- ・ 職員のニーズに合わせた年次有給休暇が取得しやすい職場環境作り
  - ・ 2 日連続した休日を挟んで、その前日と翌日に休むことで、4 日連続した休暇を 1 年に 1 回は取得し、リフレッシュする機会が持てるよう推進する
- (目標 2) 所定外労働時間を削減する
- ・ 職員会議や回覧、掲示等を活用して周知、啓発を行っていく
  - ・ 各施設長が率先して定時退勤を実践し、他の職員に意識付けを行っていく

(計画策定：平成 28 年 3 月 15 日)